

（午後3時20分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、7番 石橋さん。

〔7番（石橋英和君）登壇〕

○7番（石橋英和君）皆さん、よろしくお願ひいたします。

今回は、市内の高齢者に少しでも快適な老後を過ごしていただくための提案をさせていただきます。

高齢者が日常もっと外に出て、自由に市内を移動できるようにとの、新たな移動手段の提案でございます。

都会と違って橋本市のようなまちでは、市内を移動する場合、まず、マイカーが使用されます。そのため、ほとんどの家ではマイカーを所有しており、多いお宅では3台、4台を数えることも珍しくありません。市民1人に車1台と言われた時代を私たちは経験してきました。

ところが、近年、その様子が確実に変化してきています。日本の車社会の立て役者だった団塊の世代の人たちの多くが既に現役を退き、年金受給者となり、マイカーの維持も物入りで、高齢者事故が追い打ちをかける中、家族に勧められてマイカーを手放し、運転免許を返納し、気がつけば多くの移動困難者がまちにあふれる時代へと変化してきたようがあります。そして、この現象は今後さらに加速していくものと予測しなければなりません。

私たちは、決してこの減少を想定してこなかったわけではありません。高齢化社会に向けての対応策というキーワードは、ずっと議論してきたテーマであります。

その対応策として、コミュニティバスの導入、福祉タクシーの運行、民間バス会社の路線撤退を免れるための資金補填等々、有効と思われる手は打ってきたのですが、現実には、それらの対策では増え続ける移動困難者の多様なニーズを満たし切れなかったようであり、ます。なぜなら、これらの手段を利用している人の数は、市内の移動困難者の数を考えると、どう見ても少な過ぎるのであります。

圧倒的な数の高齢者が市内の移動に不自由を感じていることを容易に想像させます。外に出たがっている高齢者の足を確保してあげようではありませんか。コミュニティバスや福祉タクシーは国の規制があり過ぎて、高齢者の多様なニーズを満たすのには限界があります。

かつて、マイカーで市内を駆け回っていた団塊の世代の人たちが、今のコミュニティバスの目的地である市民病院と市役所だけを往復していたはずもなく、彼らはさまざまな目的を持って、市内をくまなく移動していました。まさにその人たちの多様なニーズを満たすことができたなら、市内のお年寄りの日常生活は確実に変わります。

さて、橋本市の事業は、まず、補助金確保からスタートします。もちろん、それは非常に大事なことであります。しかし、補助金というありがたい制度は規制という極めて厄介な側面を持ち合わせており、実施に至っても規制に縛られ過ぎて、非常に使い勝手の悪い事業になってしまう落とし穴があります。

コミュニティバスも国土交通省からの補助金頼みで運営していますが、市民には国の規制がなかなか理解しづらいようで、運行当初より多くの不満を浴びせられながら、決して

多いとは言えない利用者の足となってきました。

市民から不満の声があるということは、そこには満たされていないニーズがあることの証明であります。もっと自由に市内を駆け回りたいという願望があるから、かゆいところに手が届かないコミュニティバスが腹立たしいわけであります。

福祉タクシーも介護タクシーも国の制度のもとで運営されているため、さまざまな制限を受け、利用者が大幅に限定されます。当然、要支援、要介護者には優先的に移動手段が提供されなければなりません。

しかし、要支援、要介護に至っていない高齢者にはまだ救済の必要がないという考えが少しでもあるとしたら、それは危険であります。

高齢者の閉じこもりの問題に触れてみたいと思います。福島県立医科大学の研究チームの閉じこもり予防支援マニュアルによれば、調査開始1年後の非閉じこもり高齢者の死亡・寝たきりの発生率は1.4%であったのに対し、閉じこもり高齢者からの発生は16.7%であったと報告されており、また、在宅高齢者を30カ月追跡した調査では、要介護の認定者数が、非閉じこもりからは7.4%、閉じこもり高齢者からは25.0%であったとの報告がなされています。

また、厚生労働省の見解として、閉じこもり状態が長くなることで、人との交流が減り、会話も少なくなり、気分的にも落ち込んでうつ傾向になっていくことや、運動機能の低下、社会活動が不活発になることでの認知症の発症リスクを警告しています。

対策として厚労省は、ボランティア活動への参加など人と交わる機会をなくさないことの重要性を指摘しており、要支援者、要介護者になる前の高齢者が閉じこもりになること

の危険性を強く警告しております。

また、高齢者を抱える家族は、年寄りがしょっちゅう出歩けば心配がつきまといます。毎日、家にいてくれたほうが確かに安心していられるのですが、本人の意思に反して家に閉じ込めることは絶対に避けなければなりません。家族以外の人たちとの交わりが高齢者を要支援、要介護にしないために極めて重要なのであります。

我々市民も、まちで出会う高齢者に対する配慮が必要であります。優しい気配りを持って接しなければなりません。そして、行政は高齢者がまちに出やすい環境を整えなければなりません。

橋本市には、高齢者がその気になれば参加できる場所はたくさん用意されています。ボランティア、老人会、イベント、大型スーパー、サロン、趣味、学習、健康、娯楽、アルバイト等々であります。それら、せっかくの受け皿への積極的な参加が望ましいわけであり、高齢者の皆さんも参加したい意欲は十分持っておられます。

ただ、彼らの最大の障害は移動手段であります。年金をやりくりする中、いくら便利でも全てタクシーというわけにはいきません。安くて便利な移動手段を求めています。

コミュニティバスが補助金で走っていますが、国の制度がどうであろうが、あんなにたくさんの福祉タクシーが車庫で眠っているのに、高齢者の願いは、お願いだから私たちに足をください、それ一つであります。高齢者の閉じこもりを減らさなければなりません。どうしても第3の移動手段が必要であります。

さて、本市の事業には、補助金を活用してのものと、もう一つの柱である市民協働による事業展開があります。そんな中、今まさに、第2層協議体において移動困難者を支援しようという計画が議論の最中であり、

地域の人たちが普段乗っているマイカーで、地域の高齢者、障がい者をいきたいところへ送ってあげようという計画であります。大量輸送ではないので小回りがきいて、孫か娘に送ってもらっている感覚で利用できる親しみやすさがあります。

この計画は国からの補助など当てにしていないうし、利益を目的ともしていないうため、何の制約もなく自由に走れる、まさにかゆいところに手が届く新しい移動手段であります。市民協働の申し子のようなこの計画が、ぜひとも実現してほしいと強く願います。

ただ、交通事故の発生等、全く問題がないわけではありませぬ。第2層協議体への丸投げでは恐らく実現は難しいと思われませぬ。行政が積極的に問題の解決に力を貸す必要があると考へませぬ。

次は、これも市民協働の一環ですが、市内の団体、企業に対し、保有車両及びドライバーの提供をお願いして、移動困難者支援に一役買っではもらえないうでしょうか。

マイクロバスを保持している福祉施設や事業所、店舗が多くあります。通いの施設利用者、また、従業員や顧客の送迎を目的として所有してあり、専属のドライバーがいます。これらのマイクロバスにはそれぞれにあいう時間があります。そのあいう時間に、地域のために一肌脱ごうという気になっではくれたら、たくさんの人たちの足として大活躍してもらえぬことになります。

前段に申しあげたとおりに、高齢者の閉じこもりには多くの弊害があります。お年寄りが外に出やすい環境づくりが求められませぬ。第3の移動手段の構築をめざして、以下の2項目を提案いたしませぬ。

1番、第2層協議体で議論されている移動困難者支援策を強力にバックアップする。

2、市内の団体、企業に保有車両及びドラ

イバーの提供をお願いし、移動困難者支援に一役買っではもらう。

壇上での質問は終わります。答弁をよろしくお願いいたしませぬ。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さんの質問、カユイところに手が届く高齢者支援 提案（第一弾）高齢者に新たな移動手段を提供に対する答弁を求めませぬ。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）カユイところに手が届く高齢者支援 提案（第一弾）高齢者に新たな移動手段の提供というご質問にお答えしませぬ。

高齢化が進む中、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、買い物など生活に必要な外出や移動は欠かせませぬ。

本市においては、平成28年度、県内でいち早く、介護保険制度として要支援者に対する支援策である介護予防・日常生活支援総合事業を開始させ、生活支援体制の整備に向けて協議体の設立に取り組んではきました。

各地域で第2層協議体のメンバーが行ったアンケート調査において、日常生活で手助けしてもらいたいことという項目では、車での送迎や買い物支援がどの地域でも上位にあり、移動支援を求めぬ高齢者がいることが調査結果でわかりました。

本市では、既にNPO法人など6団体が福祉有償運送を実施し、移動支援にかかわっではきています。また、社会情勢の変化に伴い、近年は許可・登録を要しない互助による輸送が制度化され、全国各地で取り組みが開始されてきました。

許可・登録不要の形態で移動支援を行う場合には、利用者がガソリン代のみ負担する方法で、自治会や住民主体の団体等が取り組ぬ法規方式です。

本市では、介護保険制度の事業を活用して、乗降介助の必要な方を輸送する場合、住民主体のサービスを提供する団体に対する事務費に係る補助金制度を創設しています。

また、昨年8月と12月に、第2層協議体のメンバーを中心に移送支援の研修会を開催しました。研修会に参加された方の中には、移送支援に協力したいという方も多数おられ、今後は少人数による地域ごとの研修会を開催し、具体的な質問や輸送に対する不安を和らげるよう支援していきたいと考えています。また、安全運転意識の高い運転者を養成するため、運転者講習を開催し、支援していきたいと考えています。

次に、市内の団体、企業に保有車両及びドライバーの提供をお願いし、高齢者のニーズを満たす移動手段を構築することについては、現在、団体や企業等による公益活動が全国的に展開されています。本市においても、地域におけるニーズに対応できないかを検討しています。

議員ご提案のとおり、市内の団体や企業等が保有する車両及びドライバーの提供をお願いし、移動支援につなげたいと考えています。また、地域の方々には、利用者の取りまとめや団体等への連絡調整や添乗などをお願いし、相互に役割分担し、お互い無理のない範囲で移送支援ができればと考えています。

また、移送支援を開始する際の事故への不安、補償や保険の加入などの点については、全国の先進事例等を参考にしていきたいと考えています。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さん、再質問ありますか。

7番 石橋さん。

○7番（石橋英和君）今回も一生懸命、私なりに訴えさせていただきました。でも、今、私が述べたことは、市長以下職員の皆さんも、

議員の皆さんも、本当に普段からわかっているよとおっしゃるような内容のことであります。高齢者を家に閉じ込めてはよくないですねというのは今までも言われてきたことでもあります。

ただ、限りある行政力といいますか、いいことだったら何でもやれるというわけにもいきません。全部やっていたら橋本市が持ちませんので、ですから、行政力の分配といいますか、それを私たち議会と議論をするわけがありますが、メインに訴えたいこととは、高齢者を何とか家庭、家に閉じ込めないようにして、まだまだ体力もあるし、いろんな人たちと交わりを持ちたいと思っている高齢者の方が何とか外へ出られるような手段を提供しましょうよという、それが今回のメインのテーマでございます。

それで、ちょっと余談になりますが、一般質問のたびにいろいろ勉強するわけですが、児童生徒が学校へ行かずに家に続けることを登校拒否と言って、青年、壮年、要するに社会人や働いている年代の人たちは引きこもりと言って、それで、高齢者が家にい続けることを閉じこもりという言葉を使うようになります。この言葉の使い方の分類をしておるようになります。私、今回の質問で勉強になりました。

そんなことで、閉じこもりの問題について取り上げさせていただいて、最終的には、閉じこもりにならないように、お年寄りを外へ出られるような交通手段を提供しましょうという提案でございます。

最初の2層協議体で協議されておりますこれは、普段、私たちが乗っている軽4輪でいいわけです。それで、1人だけ送るんだったら軽トラックでもいいわけです。大きい車は要らないわけで、地域の誰々がどこどこへ行きたいのをちょっと乗せてあげられませんか

ということで、じゃ、私が行ってあげましょ
うという、そんな移動の提供でありまして、
これは本当に、無報酬だからやっていただく
方は本当にありがたい、ご苦労さまなこと
ですが、結構、ああ、そんなだったら私やっ
てあげてもいいよと手を挙げていただける方
がおられるようであります。

だから、せっかくそういう人がおられて、
今、協議体のほうで、これ何とか達成できな
いかなという中で、これはどうしても成功に
導けたらいい結果が出るという期待を持って
おります。

ただ、前段ちょっと申し上げましたが、や
はり、一番、皆さんが心配されることは交通
事故の発生でありまして、どうしても時間的
に余裕があつてとなれば、ご高齢の方が買っ
て出してくれる、僕の車で協力するよと。ただ、
ご高齢の方が多いので、本当に、嫌な言葉で
すが、アクセルとブレーキの踏み間違いとい
うのをマスコミでよく耳にします。

それで、ご家族の方も、そうやって乗せて
あげて、親切にしてあげるのはいいけど、も
し事故をやってしまったらどうするんですか
と、家族の心配もそこにあるわけで、私の見
た限り、この問題が一番大きなハードルかな
という気がしております。

それで、それ以外にいっぱい車が使われて
おりまして、車には保険があるわけで、この
計画に対しての新たな保険制度が考えられて
いるという情報もあります。この保険につい
ての資料がありましたら、ご説明いただけま
せんでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）お答えします。

答弁にもありましたように、12月に一般の
方の支援をやっている方を講習会に招いて、
議員も一緒に入っていただいて研修会をやら
せていただきました。

その中で先進地事例とかもいろいろ出して
いただいたんですけども、その中の資料の一
部として、任意保険についての補助制度とい
うのもできてきているというふうに聞いてお
ります。

具体的に、市町村によってその辺の分も補
助で出しているところもあるようですので、
答弁にもありましたように、その辺の保険に
ついての補助とか、そのほかの市の支援でき
ることについては、今後研究してまいりたい
と思っております。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さん。

○7番（石橋英和君）私もちょっと保険のこ
とを勉強してみたんですけども、乗せてあげ
た、お世話してあげた方、同乗者とか自分と
かに適用になる保険はあるんだけど、第三者、
対物、対人、通行人であるとかにけがをさせ
てしまった、店にぶつかって壊してしまった
とか、そっちには適用できないとかいうこと
で、ちょっとがっかりしています。

でも、あちこち調べて、それがどうも限界
なようで、でも、それだけでもあればありが
たいと思います。

やっぱり、最終的にはそれぞれ皆さん個人
の車に自分で保険に入っておられるから、そ
れには対物対人保険がついているから、最終
的に、第三者に損害を与えればその保険でと
いうことになっていくようではありますが、若
干そこには不安が確かに残ります。

自分の営利目的だったりで走っていたので
はなく、本当に純粋なボランティアでやって
いて、たまたま事故をやってしまった、自分
が加害者となって被害者を発生させてしまっ
たというのも本当に残念な悔しいことなん
ですけども、でも、日本社会、車で走っている
以上、交通事故というのは、それはもう絶対
なしというわけにはいきません。

それで、日本中、どの車もそれで保険で処

理している以上、やっぱりその辺が限界であることかもしれない。その保険を当てにしての運行にならざるを得ないのかなとは思いますが。

ただ、今度の同業者にであったりの保険は第三者をあれしていないので、保険金が非常に安いと。だから、その保険料ぐらひは市なり、第2層協議体は社会福祉協議会が力を入れていただいております、社会福祉協議会なりでその辺のところは補助の対象とはできないのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）先ほど申し上げましたように、市町村によってはその辺の補助も、任意保険に限ってですけども、補助対象としているところもあるようです。

それから、今、社会福祉協議会といろいろ検討もさせていただいているんですけども、社会福祉協議会のほうでは、答弁の最後にもあったんですけども、施設のあいている車を利用して買い物支援とかその辺をやっていくっていうのも、今、進めようということで考えているんですけども、施設の車を借りての移動支援に対して、保険代を何とか社会福祉協議会のほうで見られないかなというのは社会福祉協議会と市のほうでも考えて、具体的に施設協のほうにもそういう投げかけはさせていただいているところでございます。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さん。

○7番（石橋英和君）検討していただいているということで、どうかぜひとも、せめて保険料、市民協働ということで橋本市はその方針を進めておるわけでありますが、本来、市の職員がかかわれば、当然、人件費が発生するんですが、市民協働で取り組もうとしている、2層協議体で取り組もうとしているところは、参加していただける皆さんが基本的には無報酬でということなので、それでいくつ

かの事業ができれば本当にすばらしいことで、理想とするところであります。

ただ、完全に丸投げで、人的なことも金銭的なことも全部お願いするよと言ったら、それはやっぱり民間の側もしんどくなってくるわけです。最初はやり出しても、半年たっただらもうしんどいからやめるわと、これでは意味がないので、やはり継続的にしていくためには無理のない範囲内で事を進めていかなければならないわけで、金銭的には、せめて保険料ぐらひは何とか捻出していただきたいなと、そのように考えます。よろしくお願ひいたします。

それと、いろいろ議論に私も参加させていただいてお話を伺った中で、これをやるとしたら、じゃ、僕の車で週に何回か、連絡もらったら送り迎えしてあげるよという人は結構いそうだよという話を聞く中で、ただ、一番これだけは無理だよというのが、タクシー会社でいうと配車係、これはやっぱり、いつ依頼がかかってくるかもわからない、そして、依頼があれば可能な人を電話で探して、じゃ、あなたその時間行けるんだったら、ここからここまで走ってくださいねという、その係だけはちょっと無理でしょうという話を聞きました。

というのは、24時間ではないにしても、かなりの長時間の拘束と、一応、責任のある取り次ぎをしなきゃいかんということで、この束縛はしんど過ぎるわという話があります。

だから、でも、橋本市内、それを専属にどなたか1人おってくれたら、大方用は足りるのかなというふうにも思うんですが、もしこれを進めていくのであればですけど、配車係、その部分だけは市のほうで、もしくは社会福祉協議会のほうでどなたか、囑託でもその仕事をやっていただいたら、あと、何とか車で走るほうはいろんな協力者の皆さんで回って

いけるんじゃないかなという可能性は感じております。

ですから、せっかく市民協働の中でこういう話も出てきている、この話の芽を摘まないために、市のほうでもできるだけ前向きな支援、協力をお願いしたいところであります。

それと、コミュニティバスのネットワーク協議会へ私も何回か、2年出席したんですけども、他の交通機関の利益をとるような、お客を減らすような迷惑は大丈夫かいという議論が激しかったのを覚えております。

確かに、コミュニティバスがその辺で、駅から駅とか、もういっぱい客が乗るような時間帯に走らせないというのは、もう当然その辺にあるわけなんですけども、たまたま私の知り合いで福祉タクシーをやっておられる方が親しい方でおられます。それで、その方のところへ邪魔して、今、大規模じゃない、軽4輪程度でちょっと地域の人を送ってあげようとかいう話があるんだけど、そういう車が走り回ったら、福祉タクシーを業としてやっておられる方に何かやっぱり害がありますかとお尋ねしてみたんです。

そうしたら、その方は大手じゃないので、そんなにたくさんの車を走らせているあれじゃないんだけど、いや、いっぱい走ってほしいという依頼はあるんだけど、僕らもう全部回り切れなくて、困っている高齢者がいっぱいおるのをわかっておりながら、全て走ってあげるといってこまで行けてないんですよとおっしゃっていて、だから、そういう計画があるんだったら、ぜひともそれを実現させてやってくださいよと。そうしたら、本当に多くの老人が助かるんですよと、そんなふうにおっしゃっていました。

へえ、そんなもんかなと、ちょっと意外な答えをもらった感じがしました。そこはそんな大手じゃないから、大手と話ができていな

いのでどうなのかですけども、そんな意見も聞いた中で、これが何とか軌道に乗って走り出したら、地域の連携もできるし、高齢の方が楽しく生きがいのある老後を送れるんじゃないかという気がしております。

そして、前段に申しましたが、要支援、要介護の人は、それはもうやっぱり今までどおり、今まで以上に、交通手段というのはしっかりと提供していく必要があると思います。

私が今回取り上げましたのは、まだまだ元気で、支援、介護の対象となっていないんだけど、放っておけば家に閉じこもってしまうんじゃないかという人たちの救済の部分について、お話をさせていただいております。

それと、次に、二つ目に提案させていただきました、これはマイクロバスを想像していただいたらいいと思います。よく国道、外を走っておりますと、マイクロバスを見かけます。いろんなマイクロバスが走っております。福祉施設のバスだったり、居酒屋のバスとかがありますね、お客さんが飲酒運転しないための送迎。そして、企業、従業員、その他、ゴルフ場のバスも走っていますか、いろいろバスを見かけるんですが、例えば居酒屋のバスだったら夕刻の時間帯に主に走るんでしょうか。それで、夜、食事、宴会が終わった後に送るんですよ。

そうしたら、割と午前中とかお昼の早い時間帯というのは、そのバスは多分走っていないだろうなと思います。ほかの企業、団体のバスにしても、あいている時間帯というのは必ずあると思います。

だから、あいている時間帯にご無理をお願いして、そんなバスですから、当然、専門のドライバーがおって、ちょっとご協力願えませんかという話で協力していただいたら、バスですから、結構大量の人数が移動できます。

そうなれば、大型スーパーへ買い物だとか、

サロンだとか、いろんなどころを大勢の人が移動できるわけでありますが、これがもう既に橋本市内でそんなことをやられている団体があると小耳に挟んでおりますが、その辺の情報はありますか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）先ほども答弁させていただきましたように、具体的にまだ動いていないと私は認識しています。

これから、介護施設、老人ホームの方が中心にか、その辺の社会貢献も含めてやっていきたいという意見もありましたので、社会福祉協議会のメンバーと私とで、施設協というのがあるんですけども、その会合でそういう依頼をさせていただいたのが1月になります。

これから具体的にそういうふうな、買い物支援が中心になってくると思うんですけども、その辺で、車と運転手を出していただいて、家に閉じこもって運転できない方を中心に移送支援をしていくというのが、4月から具体的に研修会とか説明会とかを開いてやっていく形になればとは思っているんですけども、いい感触でしたので、多分どこかから始まるような形にはなると思います。

議員おっしゃられたように、今ある移送支援というのは非常に条件が厳しくて、要介護とか要支援とか、それから、買い物支援はだめとかいろいろな条件があって、なかなか利用したい人が利用できないような状況が今続いていますので、それを何とかしたいということで、今、国も、市もですけども、いろいろなことを、事例をいろいろ取り入れてやっていくというのが私たちの市の今の段階かなと思っています。4月から非常に動き出すと思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さん。

○7番（石橋英和君）やっとかという気がします。せっかくあんないいバスが、コミュニティバスが走っていて、延々市民の皆さんの不満が届いていたというのは、それこそ規制でがんじがらめで、かゆいところに手が届かない、まさにそのものだったと思うんですが、今度やっとなら、それではいかんということでも新しい動きができてきているというのはありがたいことではありますが、それこそ、何だ、そんな程度だったのかじゃなくて、やっとならよくなったなということまでやっとなら行ってもらわないと、コミュニティバス2、コミュニティバス3、何回やっても、やっとならだめなものだめなので、これは本当にありがたいなものをつくり出していただきたいと思います。

ずっと高齢者の方は言い続けていました。何でなん、何でなん。だから、何でなんを聞いたなら、そんなにぐずぐずせずに、早く改善できるところは改善しようというふうに向いていかないとだめだと思います。

それで、個人がマイカーで走ってあげようとか団体のマイクロバスを借りていろいろ協力してあげようと、このことについて法的な規制とか、どこかから途中で待たがかかるとか、それは困るよというような、その辺の懸念というのは私ちょっと思い浮かばないんですけども、どうですか、ありそうですか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）以前はありましたけども、先ほども言いましたように、国の規制とか法律関係がだんだん緩和されてきているのが今の状況です。まだ一部規制があるんですけども、今、その規制の中でまずはやっとならというのが今の状況です。

ただ、今後その規制については、今の状況でしたらどんどん緩和されていくというのが、今、高齢者の移動支援についての法律関係だ

と私は認識しておりますので、まずはやっていただいて、その後々で規制が緩和されてくれば、もっと、一つ上の支援というか、そういうのもやっていけるような状況かなとは思っております。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さん。

○7番（石橋英和君）規制はゼロじゃないという、私どんな規制があるのか、またちょっとわかれば教えていただきたいんですけども、まず、届出とか登録、許可申請、その辺のところは、二つ提案させていただいた両方とも要らないんだという、私そんな認識なんですけども。それ届出なしに、その二つはやれますよね。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）それはやれると聞いております。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さん。

○7番（石橋英和君）料金を取ったり、そういうことはしないということがついてくるんでしょうけども、それ以外の規制、何か今わかることありますか。今こんな規制があるんですよっていうあたり。わからなかったら、また後でも結構です。

○議長（土井裕美子君）答弁できますか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）規制が緩和されているということで、今時点ではわかりません。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さん。

○7番（石橋英和君）私も全部調べられているわけじゃないので確たることを言わないほうがいいかもわかりませんが、心配ないと思います。これをやる分には、どこかから待ったがかかるということはなしにやれるんだろうなと思っておりますので、何とか進めていけたら本当にいいなと、そのように思います。

協議体の人たちも、それ以外の6箇所の団

体がもう既にやっていただいているんですか。ささえあい橋本とかがやっていただいているんですよ。だから、市民協働、そんな動きがある中で、どうかそれがちゃんと成長して、いい結果が出るように進んでいってほしいなと思う中で、やっぱり、行政もそれをしっかりバックアップして、継続的にそれがやっていけるように支援していただきたいなと思います。

もうそろそろ終わりたいと思うんですが、市長、どのようにお考えか、一言お願いいたします。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）石橋議員の質問にお答えします。

私たちも移動支援であったり買い物支援についての重要性は十分認識しておりまして、現在、内部でも協議を進めているところです。

一時は市の公用車を使ってそういう移動支援ができないか、ちょっとこれは無理があったみたいで難しいんですけども、何らかの形で考えていく必要はあるなというふうに思います。

閉じこもりについては、逆に第2層協議体のその地域の中で、そこへ高齢者の方が行っていただくような体制をとっていくというふうなことができてくれば、移送の距離も短くなりますし、対応も可能になってくるのかなというふうには思います。

ただ、じゃ、コミュニティバスはどうするのという議論は当然出てくると思います。今、純粹にコミュニティバスに乗っていただいている方は全市民の5%ぐらいなので、実際にこのコミュニティバスのあり方というのもこれから検討もしていく。補助金頼みと言いますけども、今、補助金も700万円ぐらいまで下がってきていると思っています。

そういう中で、市全体の公共交通としてどう考えていくのか。もうコミュニティバスというのをやめて、例えば南海林間バスを中心に予約制で動かすようなやり方、それは目的別にそういうふうなやり方という方法も実際に考えていかんとあかんのかなというふうにも思いますし、一つ行政として考えておかなあかんのは、民業圧迫にならないようには注意しながらやっていく必要もありますので、どういう形が理想なのかというのも十分な議論が必要だと思います。

団体のバスを使うというお話もいただきましたけども、例えば、民間の団体から人件費補填しなさいとか、例えば、希望する時間に果たしてバスを走らせてもらえるか。福祉施設でしたら、朝と夕方というのはもうバスがフル稼働している段階で、昼に、じゃ、それが可能かどうかということも、やはり十分、制度をつくるにしても、そこの欠点がどうい問題があるということをやっぱり理解した中でその制度をつくっていくということが非常に大事になってくるかなというふうに思います。

私もよく移動支援どうすんよというお話をさせていただいていますし、買い物支援もできるだけ直接、市民の人に選んでもらえるような環境づくりというのは、できたら2025年の地域包括ケアシステムをつくり上げるときまでには、そういうのもつくっていったらなというふうにも思っています。

現状、まだまだ橋本市の皆さんは車に乗って移動される方が大変多いというのも現状でありますし、これから、じゃ、どういう方法がいいのかということも、十分に社会福祉協議会とも協議をさせていただいて、関係団体とも協議をしていただく中で、果たしてどうい方法があるのかというのを考えていければなというふうに思います。

ただ、石橋議員言われるように、当市の高齢化率も32%を超えて、65歳以上の方が2万人を超えているという現状の中で、どういう対策というのも急務であることも十分考えておりますし、先日もふれあいサロンに行ったときに、支えている人がもう70代で、私らの次、誰がやってくれるのというようなお話も、学文路地区のほうでも聞かせていただいていますので、そういうことも含めて、サロンが市主体の事業でやるのであれば、市がある程度の支援ができへんのかというふうなことも考えながら進めていければなというふうに思います。

大変難しい問題ですので、今後、積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さん。

○7番（石橋英和君）まさにそのとおりで、でも、本当に今、元気で動き回ってくれている方々が、65歳とは言わなくても70歳以上の方、75歳以上の方が全員、要介護になられたら、これは橋本市はたまったものでありません。

だから、高齢者でありながら、閉じこもらずに、いろんな活動、外へ出ていていただいている方々が、これから先もそうやって頑張っていただけるように、やはり移動手段というのはちょっとレベルを上げて考えていく必要があると私は考えます。どうかよろしくをお願いします。

終わります。ありがとうございました。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さんの一般質問は終わりました。

○議長（土井裕美子君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明日3月3日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議ありませんの

で、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

（午後4時11分 延会）